

参 考 資 料

令和 5 年 6 月

市 議 会 定 例 会

目 次

	内 容	頁
議案第 46 号	寝屋川市特別職の職員の給料等の特例に関する条例の制定	1
議案第 47 号	寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正	2
議案第 48 号	寝屋川市手数料条例の一部改正	7
議案第 49 号	寝屋川市有料自転車駐車場条例の一部改正	12
議案第 50 号	寝屋川市特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例の一部改正	16
議案第 51 号	寝屋川市立地域交流スペース条例の制定	19
議案第 53 号	指定管理者の指定	21

寝屋川市特別職の職員の給料等の特例に関する条例の制定

1 制定理由

特別職の職員(市長、副市長及び教育委員会の教育長)の給料等の特例を定めるため、制定する。

2 制定内容

(1) 給料等の特例(第2条関係)

当分の間、特別職の職員に対し現にその支給定日に支給する給料等(給料及び地域手当)に限り、当該給料月額については、元来の給料月額(『寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例』に定める給料月額)から、「元来の給料月額に“零から100分の30までの範囲内において規則で定める割合”を乗じて得た額」を減じた額とする。

(2) 附則

ア 施行期日

令和5年10月1日

イ 『寝屋川市長の給料等の特例に関する条例』の廃止

現行の『寝屋川市長の給料等の特例に関する条例』は、廃止する。

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

1 改正理由

『電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律』の改正（『デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律』による改正）により、「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」の創設が行われたこと等に伴い、当該利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備〔スマートフォン〕を利用して、キオスク端末による印鑑登録証明書の交付の申請をすることができることとする等のため、一部改正を行う。

【備考】

電子証明書には、「利用者証明用」と「署名用」との2種類がある。

○ 利用者証明用電子証明書

インターネットのウェブサイト等にログインする際に利用する。

「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができる。

○ 署名用電子証明書

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用する。

「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができる。

※ 上記『電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律』の改正により、従来の、個人番号カードに記録される、利用者証明用電子証明書が「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、署名用電子証明書が「個人番号カード用署名用電子証明書」に改められた。

2 主な改正内容

(1) キオスク端末による印鑑登録証明書の交付の申請（第14条関係）

個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを利用する方法に加え、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備〔スマートフォン〕を利用する方法によって、キオスク端末による印鑑登録証明書の交付の申請をすることができることとする。

(2) 印鑑登録証明の拒否（第15条関係）

印鑑登録の証明をすることができない場合として、「キオスク端末による印

鑑登録証明書の交付の申請をする場合において、個人番号カード用利用者証明用電子証明書若しくは移動端末設備用利用者証明用電子証明書が失効しているとき」又は「電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付の申請をする場合において、個人番号カード用署名用電子証明書が失効しているとき」を追加する。

(3) 附則

施行期日 規則で定める日

※ 地方公共団体情報システム機構において、キオスク端末関係システムの改修が完了するなど、体制が整い次第、施行する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(キオスク端末による印鑑登録証明書の交付の申請) 第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、第1号に掲げる個人番号カード又は第2号に掲げる移動端末設備</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____を利用して、キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して寝屋川市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）を市長の定める方法により使用する_____により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（次条及び第15条において「個人番号カード」という。）（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</p> <p>(2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号に規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公</p>	<p>(キオスク端末による印鑑登録証明書の交付の申請) 第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して、キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して寝屋川市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>共同体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)</p> <p>(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付の申請等) 第14条の2 前条のほか、印鑑登録証明書の交付の申請については、第13条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されたものに限る。)を利用して規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 (略) (印鑑登録証明書の拒否) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録の証明をすることができない。 (1)・(2) (略) (3) 第14条の場合において同条第1号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書若しくは同条第2号に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき又は前条第1項の場合において同項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われているとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。</p>	<p>(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付の申請等) 第14条の2 前条のほか、印鑑登録証明書の交付の申請については、第13条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書が記録されたものに限る。)を利用して規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 (略) (印鑑登録証明書の拒否) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録の証明をすることができない。 (1)・(2) (略) (新設)</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。</p>

改正案	現行
附則 この条例は、規則で定める日から施行する。	

寝屋川市手数料条例の一部改正

1 改正理由

戸籍全部事項(個人事項)証明書や住民票の写しの交付などに係る手数料について、当該申請がオンライン(「寝屋川市の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織」を使用する方法)で行われた場合における金額を定める*ため、一部改正を行う。

* 「オンラインで申請を行う場合」の手数料の額を、「キオスク端末により申請・交付を行う場合」と同じ金額とする。(「書面により申請・交付を行う場合」の金額よりも低額とする。)

2 改正内容

(1) 戸籍法、住民基本台帳法に基づく事務等に係る手数料の徴収

(第2条、第8条、第13条、第14条関係)

次に掲げる事務に係る手数料について、当該申請がオンラインで行われた場合における金額を定める。

ア 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)の交付

〔 1通につき、書面申請 = 450円
キオスク端末申請 又は オンライン申請 = 350円 〕

イ 住民票の写し・住民票記載事項証明書・戸籍の附票の写しの交付

〔 1通につき、書面申請 = 300円
キオスク端末申請 又は オンライン申請 = 200円 〕

ウ 印鑑登録証明書の交付

〔 1件につき、書面申請 = 300円
キオスク端末申請 又は オンライン申請 = 200円 〕

エ 租税証明書(除:土地・建物関係)の交付

〔 1年度・1税目ごとに、書面申請 = 300円
キオスク端末申請 又は オンライン申請 = 200円
(除:納税証明書) (除:納税証明書) 〕

(2) 附則

ア 施行期日

令和5年8月1日

イ 経過措置

改正後の規定は、施行期日以後に当該申請が行われた場合における手数料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市手数料条例

No.1

改正案	現行
<p>(戸籍法に基づく事務に係る手数料の徴収) 第2条 戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定に基づき事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請をする者(以下「申請者」という。)から徴収する。</p> <p>(1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき450円(キオスク端末(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して寝屋川市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。))による交付の場合又は当該申請が電子情報処理組織(寝屋川市の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織)をいう。以下同じ。)を使用する方法により行われたときにおける交付の場合にあつては、1通につき350円)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(住民基本台帳法に基づく事務に係る手数料の徴収) 第8条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に</p>	<p>(戸籍法に基づく事務に係る手数料の徴収) 第2条 戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定に基づき事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請をする者(以下「申請者」という。)から徴収する。</p> <p>(1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき450円(キオスク端末(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して寝屋川市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。))による交付の場合</p> <p>_____ にあつては、1通につき350円)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(住民基本台帳法に基づく事務に係る手数料の徴収) 第8条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に</p>

改正案

現行

<p>定める額の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の写し又は住民票の写しの写しのキオスク端末による交付の場合又は当該申請が電子情報処理組織を使用する方法により行われたときにおける交付の場合にあつては、1通につき200円)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付 1通につき300円(キオスク端末による交付の場合又は当該申請が電子情報処理組織を使用する方法により行われたときにおける交付の場合にあつては、1通につき200円)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第13条 寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成3年寝屋川市条例第19号)第12条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付については、1件につき300円(キオスク端末による交付の場合又は当該申請が電子情報処理組織を使用する方法により行われたときにおける交付の場合にあつては、1件につき200円)の手数料を、申請者から徴収する。</p>	<p>定める額の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の写し 1通につき300円(住民票の写しのキオスク端末による交付の場合</p> <p>あつては、1通につき200円)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付 1通につき300円(キオスク端末による交付の場合</p> <p>あつては、1通につき200円)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第13条 寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成3年寝屋川市条例第19号)第12条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付については、1件につき300円(キオスク端末による交付の場合</p> <p>にあつては、1件につき200円)の手数料を、申請者から徴収する。</p>
---	---

改正案	現行
<p>(その他の事務に係る手数料の徴収) 第14条 第2条から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 租税に関する証明書（土地又は建物に関するものを除く。）の交付 1年度及び1税目ごとに300円（キオスク端末による交付（納税証明書の交付を除く。）の場合又は当該申請が電子情報処理組織を使用する方法により行われたときにおける交付（納税証明書の交付を除く。）の場合）において、1年度及び1税目ごとに200円)</p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に当該申請が行われた場合における手数料について適用する。</p>	<p>(その他の事務に係る手数料の徴収) 第14条 第2条から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 租税に関する証明書（土地又は建物に関するものを除く。）の交付 1年度及び1税目ごとに300円（キオスク端末による交付（納税証明書の交付を除く。）の場合）</p> <p>は、1年度及び1税目ごとに200円)</p> <p>(3)～(12) (略)</p>

寝屋川市有料自転車駐車場条例の一部改正

1 改正理由

寝屋川公園駅西側広場の整備を進めるに当たり、現行の「寝屋川公園駅自転車駐車場」を廃止し、新たに「寝屋川公園駅前第1自転車駐車場」及び「寝屋川公園駅前第2自転車駐車場」を設置するため、一部改正を行う。〔なお、新設する「寝屋川公園駅前第1自転車駐車場」及び「寝屋川公園駅前第2自転車駐車場」の管理は、他の寝屋川市の有料自転車駐車場(12か所)と同様、指定管理者が行うものとする。〕

2 改正内容

(1) 名称及び位置(第2条関係)

「寝屋川公園駅自転車駐車場」を削り、次のとおり「寝屋川公園駅前第1自転車駐車場」及び「寝屋川公園駅前第2自転車駐車場」について追加する。

名 称	位 置
寝屋川公園駅前第1自転車駐車場	寝屋川市打上新町632番1外
寝屋川公園駅前第2自転車駐車場	寝屋川市打上新町775番外

(2) 附則

ア 施行期日

令和5年10月1日(イの準備行為は、公布の日)

イ 準備行為

「寝屋川公園駅前第1自転車駐車場」及び「寝屋川公園駅前第2自転車駐車場」の管理に係る指定管理者の指定その他これらの自転車駐車場の管理に関し必要な行為は、施行期日前においても行うことができる。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

【廃止・新設に係る自転車駐車場の位置図 = 15ページ】

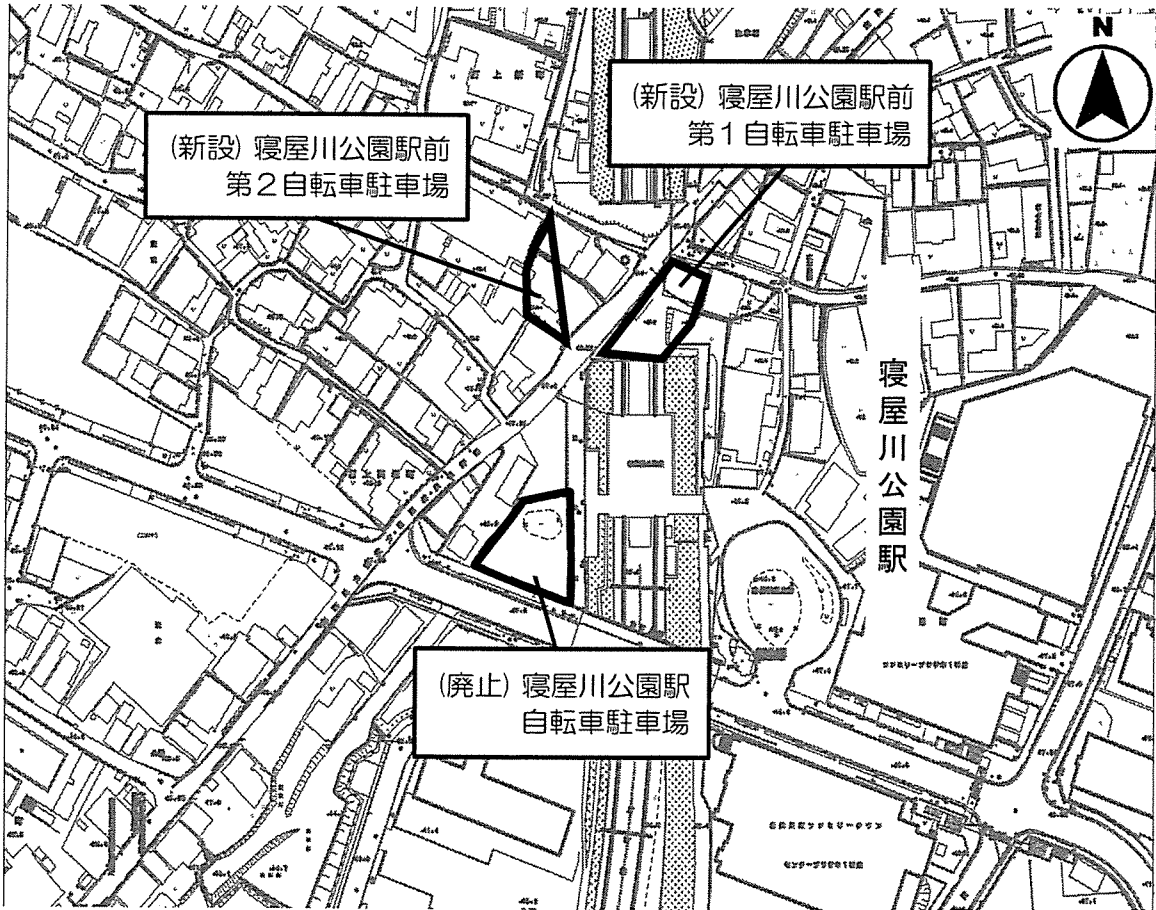
寝屋川市有料自転車駐車場条例

No.1

改正案	現行																				
<p>(名称及び位置) 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>寝屋川公園駅前第1自転車 駐車場</u></td> <td><u>寝屋川市打上新町632番1 外</u></td> </tr> <tr> <td><u>寝屋川公園駅前第2自転車 駐車場</u></td> <td><u>寝屋川市打上新町775番外</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 (第7条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> </p> <p>備考 1 「一時利用料金」とは、第11条第1項に規定する当 該駐車場の利用時間の始めから午後12時までの間（以 下「1日間」という。）における1回当たりの利用に係 る利用料金をいう。 なお、1日間を超える利用をした場合には、その利 用した暦日による日数（1日間を含む。）にこの表に規 定する一時利用料金の額を乗じて得た額を徴収する。 2・3 (略) </p>	名称	位置	(略)	(略)	(削る)		<u>寝屋川公園駅前第1自転車 駐車場</u>	<u>寝屋川市打上新町632番1 外</u>	<u>寝屋川公園駅前第2自転車 駐車場</u>	<u>寝屋川市打上新町775番外</u>	<p>(名称及び位置) 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>寝屋川公園駅自転車駐車場</u></td> <td><u>寝屋川市打上新町8番15号</u></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 (第7条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> </p> <p>備考 1 「一時利用料金」とは、第16条第1項に規定する当 該駐車場の利用時間の始めから午後12時までの間（以 下「1日間」という。）における1回当たりの利用に係 る利用料金をいう。 なお、1日間を超える利用をした場合には、その利 用した暦日による日数（1日間を含む。）にこの表に規 定する一時利用料金の額を乗じて得た額を徴収する。 2・3 (略) </p>	名称	位置	(略)	(略)	<u>寝屋川公園駅自転車駐車場</u>	<u>寝屋川市打上新町8番15号</u>	(新設)		(新設)	
名称	位置																				
(略)	(略)																				
(削る)																					
<u>寝屋川公園駅前第1自転車 駐車場</u>	<u>寝屋川市打上新町632番1 外</u>																				
<u>寝屋川公園駅前第2自転車 駐車場</u>	<u>寝屋川市打上新町775番外</u>																				
名称	位置																				
(略)	(略)																				
<u>寝屋川公園駅自転車駐車場</u>	<u>寝屋川市打上新町8番15号</u>																				
(新設)																					
(新設)																					

改正案	現行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)</p> <p>2 寝屋川公園駅前第1自転車駐車場及び寝屋川公園駅前第2自転車駐車場の管理に係る指定管理者の指定その他これらの自転車駐車場の管理に關し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p>	

自転車駐車場位置図（寝屋川公園駅）



寝屋川市特定都市河川流域における浸水 被害の防止に関する条例の一部改正

1 改正理由

『特定都市河川浸水被害対策法』及び『特定都市河川浸水被害対策法施行令』等の改正により、引用するこれらの法令等の条項が移動したことに伴い、所要の規定の整理を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 規定の整理(第1条、第3条～第6条関係)

『特定都市河川浸水被害対策法』及び『特定都市河川浸水被害対策法施行令』等の改正に従い、引用するこれらの法令等の条項を改める。

(2) 附則

施行期日 公布の日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）<u>第33条第1項、第38条第3項及び第45条第1項</u>の規定に基づき技術的基準の強化並びに雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する事項を定め、併せて特定都市河川流域（寝屋川市の区域内に限る。以下同じ。）における雨水の流出を抑制するために必要な措置を定めるものとする。</p> <p>(技術的基準の強化)</p> <p>第3条 法<u>第33条第1項</u>に規定する技術的基準の強化として定める強化降雨の強度は、別表のとおりとする。</p> <p>(技術的な助言又は勧告)</p> <p>第4条 市長は、特定都市河川流域において次の各号に掲げる行為をしようとする者に対し、当該行為による雨水の流出を抑制するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、技術的な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>(1) 雨水浸透阻害行為のうち、当該行為をしようとする土地の面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、強化降雨の強度の降雨が生じた場合において、対策工事後の当該土地からの流出雨水量の最大値が、別に定める基準を上回るものに係る行為（<u>令第7条各号</u>に掲げる行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為を除く。）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）<u>第12条第1項、第17条第3項及び第24条第1項</u>の規定に基づき技術的基準の強化並びに雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する事項を定め、併せて特定都市河川流域（寝屋川市の区域内に限る。以下同じ。）における雨水の流出を抑制するために必要な措置を定めるものとする。</p> <p>(技術的基準の強化)</p> <p>第3条 法<u>第12条第1項</u>に規定する技術的基準の強化として定める強化降雨の強度は、別表のとおりとする。</p> <p>(技術的な助言又は勧告)</p> <p>第4条 市長は、特定都市河川流域において次の各号に掲げる行為をしようとする者に対し、当該行為による雨水の流出を抑制するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、技術的な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>(1) 雨水浸透阻害行為のうち、当該行為をしようとする土地の面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、強化降雨の強度の降雨が生じた場合において、対策工事後の当該土地からの流出雨水量の最大値が、別に定める基準を上回るものに係る行為（<u>令第6条各号</u>に掲げる行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為を除く。）</p>

改正案	現行
<p>(2) 次に掲げる行為（雨水浸透阻害行為のうち、当該行為をしようとする土地の面積が1,000平方メートル以上のもの並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第1号、第10号及び第11号に掲げる行為を除く。）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>（雨水貯留浸透施設の標識の設置）</p> <p>第5条 法第38条第3項の標識は、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（保全調整池の標識の設置）</p> <p>第6条 法第45条第1項の標識は、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(2) 次に掲げる行為（雨水浸透阻害行為のうち、当該行為をしようとする土地の面積が1,000平方メートル以上のもの並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第1号、第11号及び第12号に掲げる行為を除く。）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>（雨水貯留浸透施設の標識の設置）</p> <p>第5条 法第17条第3項の標識は、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（保全調整池の標識の設置）</p> <p>第6条 法第24条第1項の標識は、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>2（略）</p>

寝屋川市立地域交流スペース条例の制定

1 制定理由

市民の学習及び子育ての支援を図るとともに、市民相互の交流を推進する施設として、地域交流スペースを設置するため、制定する。

2 制定内容

(1) 設置 (第1条関係)

ア 市民の学習及び子育ての支援を図るとともに、市民相互の交流を推進するため、地域交流スペースを設置する。

イ 地域交流スペースは、次に掲げる事項を行う施設とする。

(ア) 図書その他の資料を市民の利用に供すること。

(イ) 市民が自主学習を行う場を提供すること。

(ウ) 子どもの知育を行ったり、子ども及びその保護者が相互の交流を行う場を提供すること。

(エ) 市民が憩い、相互の交流を行う場を提供すること。

(2) 名称及び位置 (第2条関係)

名称及び位置は、次のとおりとし、寝屋川市立望が丘小学校及び寝屋川市立望が丘中学校に附置する。

名 称 寝屋川市立望が丘地域交流スペース

位 置 大阪府寝屋川市打上高塚町4番1号

(3) 利用できる者 (第3条関係)

地域交流スペースを利用できる者は、寝屋川市に住み、働き、又は学ぶ者とする。

(4) 利用の手続 (第4条関係)

ア 地域交流スペースの利用を希望する者は、あらかじめ、教育委員会の登録を受けなければならない。

イ 地域交流スペースを利用しようとする者は、その際に、教育委員会の定める方法により、当該利用の申出をしなければならない。

(5) 利用の制限等（第5条関係）

教育委員会は、「他人に迷惑をかけ、又は他人に危害を及ぼすおそれがあると認めるとき」及び「地域交流スペースの管理上又は公益上やむを得ない必要を生じたとき」は、利用を制限し又は退去を命ずることができる。

(6) 汚損等の場合における原状回復及び損害賠償（第6条関係）

利用者は、地域交流スペース又はその設備等（図書その他の資料及び物品を含む。）を汚損・毀損又は滅失したときは、原状に回復し又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(7) 委任（第7条関係）

地域交流スペースの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(8) 附則

施行期日 令和6年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

指 定 管 理 者 の 指 定

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

- (1) 施設の名称 寝屋川市有料自転車駐車場(2か所)
寝屋川公園駅前第1自転車駐車場
寝屋川公園駅前第2自転車駐車場
- (2) 団体の名称 アドバンス寝屋川マネジメント株式会社
〔所在地 大阪府寝屋川市早子町23番2-217号〕
〔代表取締役 久本 歩〕

- 2 指定の期間 令和5年10月1日から令和9年3月31日まで
(3年6か月間)

3 選定手続

『寝屋川市有料自転車駐車場条例』第6条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、「寝屋川市が出資している団体であって、その業務が地域の振興その他公益の増進に寄与するとともに、寝屋川市の事務又は事業と密接に関連を有し、かつ、有料の自転車駐車場の運営の実績を有するもの」である「アドバンス寝屋川マネジメント株式会社」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第244条の2第6項

【自転車駐車場位置図=15ページ】

